（農業振興地域の整備に関する法律の一部改正）

第三条　農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第一項中第七号を第十一号とし、第四号から第六号までを四号ずつ繰り下げ、第三号の四を第七号とし、第三号の三を第六号とし、第三号の二を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　農地法第二条第一項に規定する農地を同法第四十三条第一項の規定による届出に係る同条第二項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供するために行う行為

第十五条の二第六項中「規定する農地」の下に「（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。第十七条において同じ。）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二条　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第三条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の農業経営基盤強化促進法、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律の規定の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第四条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の項第十四号中「第四十三条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同項第十五号中「第四十四条」を「第四十二条」に改め、同項中第十九号を第二十一号とし、第十六号から第十八号までを二号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の二号を加える。

十六　第四十三条第一項の規定により市町村（指定市町村に限る。）が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地をコンクリートその他これに類するもので覆う行為に係るものを除く。）

十七　第四十四条の規定により市町村が処理することとされている事務

別表第二農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の項に次の一号を加える。

五　第四十三条第一項の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地をコンクリートその他これに類するもので覆う行為に係るものを除く。）

（農業協同組合法の一部改正）

第五条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「の各号」を削り、同項第一号中「規定する農地」の下に「（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）」を加える。

（土地改良法の一部改正）

第六条　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「耕作」の下に「（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）」を加える。

第六十五条中「（昭和二十七年法律第二百二十九号）」を削る。

（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部改正）

第七条　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「耕作」の下に「（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。）」を加え、「左に」を「次に」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　かんがい排水施設

（採石法の一部改正）

第八条　採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「かんがい排水施設」を「かんがい排水施設」に改め、同項第二号中「規定する農地」の下に「（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）」を加え、同項第三号中「行なう」を「行う」に、「附随して」を「付随して」に改める。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第九条　農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「農地面積」を「農地（耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）の目的に供される土地をいう。以下同じ。）の面積（以下「農地面積」という。）」に改め、「（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）」を削る。

第六条第一項第一号中「（昭和二十七年法律第二百二十九号）」を削る。

（入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の一部改正）

第十条　入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「添附して」を「添付して」に改め、同項ただし書中「添附する」を「添付する」に改め、同項第五号中「規定する農地」の下に「（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）」を加える。

（特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部改正）

第十一条　特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「耕作」の下に「（農地法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）」を加える。

（市民農園整備促進法の一部改正）

第十二条　市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「耕作」の下に「（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）」を加える。

第十一条第二項中「（昭和二十七年法律第二百二十九号）」を削る。

（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正）

第十三条　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「耕作の」を「耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）の」に改め、同項第四号中「適当な土地」の下に「（第一号に掲げる土地を除く。）」を加える。

第八条第三項第三号中「すべて」を「全て」に改め、同項第五号イ中「（昭和二十七年法律第二百二十九号）」を削る。